

交流サイト

プロフサイト

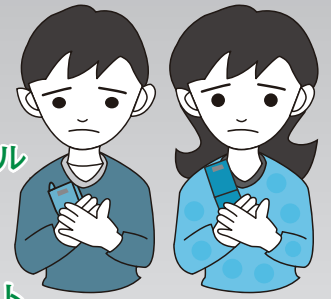
※個人の情報や写真を公開するサイト。

ネットいじめ

家出サイト

迷惑メール

出会い系サイト



危険！



違法・有害情報へのアクセス

犯罪（加害者）の可能性

考えてみませんか？  
子どもにも持たせる携帯電話



スマートフォン、ゲーム機も…



携帯電話やスマートフォン（以下携帯電話など）は、今や多くの人が当たり前前に持っている通信機器です。

しかし、子どもにとって本当に必要なのでしょうか？

今回は、携帯電話などの通信機器を子どもに持たせることについて考えましょう。

子どもに与えるインターネット上の危険性

インターネットに接続できる携帯電話などを子どもに持たせるということは、大人が手に入られる情報をそのまま子どもたちも手に入れられるということなのです。

また、ゲーム機やテレビからも簡単にインターネットに接続できてしまいます。

近年、子どもがインターネット上での誹謗中傷やいじめを受けたり、出会い系の有害サイトやプロフィール、無料ゲームサイトから性的被害などの犯罪に巻き込まれたりする事件が増加しています。

啓発リーフレットを作成

市教育委員会では、子どもをインターネット上での犯罪被害から守るため、携帯電話などの使用方を啓発するリーフレット「考えてみませんか？子どもに持たせる携帯電話！スマートフォン、ゲーム機も…」を作成し、市内小・中学校で活用しています。 ※市ウェブサイトから閲覧できます。

子どもを犯罪被害から守るためには

●携帯電話などを持たせない

●やむを得ず携帯電話などを持たせる場合

①その使い方について家庭でしっかり約束を決め、マナーを守る

②フィルタリングサービスを利用する  
（スマートフォンはフィルタリングソフトを利用する）

家庭・学校・地域ができること

保護者

○フィルタリングサービスを利用させる努力義務  
※昨年4月「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」が改正。保護者は青少年（満18歳に達するまでの人）に携帯電話を持たせる場合、フィルタリングサービスを利用することが努力義務となりました。

○使用時間や料金の上限を決めるなど使い方について家庭で約束ごとを決める など

児童・生徒

○携帯電話などを学校内に持ち込まない

○個人情報やインターネット上で公開しない など

学校

○原則携帯電話などの持ち込みは禁止とする

○情報モラル教育を推進する など

地域

○インターネットに関係する子どもの性的被害根絶のための補導、街頭補導の実施（富士警察署）  
○インターネット上で不適切な書き込みなどを発見した際に学校や警察に連絡する など

子どもにとって安全で安心な環境をつくるために、市民が一体となって、今後もこの問題に取り組んでいきたいと思います。